

令和2年度市民税・県民税の課税事務処理の誤りについて

1 概要

- (1) 令和2年7月15日、税務署からの確定申告データ取込処理について全件確認したところ、税務署から送信された4月16日から22日分の受信分284件(対象者251人)が事務処理誤りにより、データが取込未実施として残っていることを確認しました。
- (2) 7月17日臨時部長会議を開催し、事案の発生・再発防止について協議するとともに、報道機関へプレスリリースを行いました。
- (3) 内容を精査した結果(課税事務処理を行った結果)
- 対象期間について：4月16日から19日の間に送信されたデータが取込未実施。
 - 対象期間中のデータにより課税処理を行った者数：185人
(※当初発表の251人との相違は、他の資料により既に更正済、課税対象外となる方がいたことによる相違。)
 - 原因：国税連携システムから課税システムへのデータ移行の処理漏れ。

2 再発防止について

定期的に(月1回)国税連携システムにて受信しているデータと、取込データについて突合作業を行うと伴に、二重チェック体制の再構築及びシステムの一部改善等により再発防止を図ります。

3 対処について

処理漏れとなっていたデータにより、市民税・県民税の課税事務を進め、対象者への対応は次のとおり行います。

普通徴収による者	8月初旬納税通知書及びお詫び状の送付(年金特徴による者を含む)
特別徴収による者	7月末税額通知書送付済(特別徴収義務者宛て)、別に自宅宛てにお詫び状送付。

(課税処理結果について)

区 分		人数	増 減 額 (円)	適 用
新規課税者	課税者	34	6,853,100	
	非課税者	9	0	納税通知等送付なし
更正処理 対象者	増額者	66	14,033,800	
	減額者	48	2,428,600	
	増減なし	28	0	納税通知等送付なし
合 計		185	18,458,300	
通知書送付者数		148		

4 市県民税以外の対応について

市県民税の税額の修正に伴い、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料等の税額等が修正される皆様については、別に納税通知書等でお知らせいたします。(8月中旬)

また、市民税データによる認定等を行っている事務についても、必要な対応を図ります。